

## 獣医師法（抄）

（昭和二十四年法律第百八十六号）  
（最終改正 平成一九年法律第九十六号）

（免許を与えない場合）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの
  - 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
  - 三 罰金以上の刑に処せられた者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
  - 五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

（免許の取消し及び業務の停止）

第八条 獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

- 2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
  - 一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
  - 二 第二十二條の規定による届出をしなかつたとき。
  - 三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。
  - 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。
- 3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 5 当該獣医師又はその代理人は、第三項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 6 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 7 第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（試験の実施）

第十一条 獣医事審議会は、農林水産大臣の監督の下に、毎年少なくとも一回、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験を行わなければならない。

(受験資格)

第十二条 次の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者
  - 二 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であつて、獣医事審議会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
  - 三 獣医師国家試験予備試験に合格した者
- 2 前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（同項第二号に該当する者を除く。）であつて、獣医事審議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

(不正受験者の処置)

第十四条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつたときは、獣医事審議会は、当該不正行為に関係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(試験科目等)

第十六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、試験期日の三月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

(臨床研修)

第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下単に「診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不適當であると認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

(設置)

第二十四条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法（平成四年法律第四十六号）によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する。
  - 一 獣医師が組織する団体を代表する者
  - 二 学識経験がある者

第二十六条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

# 獣医療法（抄）

（平成四年法律第四十六号）

（最終改正 平成二三年法律第一〇五号）

（獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）

第十条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
  - 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
  - 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
  - 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
  - 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
  - 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（広告の制限）

第十七条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
  - 二 獣医師の学位又は称号
- 2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。
- 3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない

# 獣医事審議会令（抄）

（昭和二十四年政令第三百三十号）  
（最終改正 平成一七年政令第三〇〇号）

（任期等）

第一条 獣医事審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とし、これに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第二条 委員により会長として互選された者は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（臨時委員及び専門委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、それぞれ、当該特別の事項又は専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、その部会に所属する委員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。ただし、獣医師法第十一条、第十二条第一項第二号及び第二項、第十四条並びに第十六条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、この限りでない。

（議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において処理する。

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。